

第 4 1 号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前				改 正 後			
別表（第 1 条関係）				別表（第 1 条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
消防団のあり方検討委員会	委員	日額	8, 0 0 0	消防団のあり方検討委員会	委員	日額	8, 0 0 0

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
-----	-----	-----	-----

	創業者支援補助事業 補助金審査委員会	委員（会議に出 席する場合）	日額	8， 0 0 0
		委員（事前評価 等を行う場合）	時間額	4， 0 0 0
	小規模保育事業運営 事業者選定委員会	委員	日額	8， 0 0 0
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 1 号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地域経済の活性化を図る原動力となる創業又は第二創業を目指す者に補助金を交付することの審査等を行う創業者支援補助事業補助金審査委員会の委員に報酬を支払い、保留児童等の解消に向けた新たな取組として、0歳児から2歳児までを受け入れる小規模保育事業所を設置・運営する事業者の審査等を行う小規模保育事業運営事業者選定委員会の委員報酬を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 創業者支援補助事業補助金審査委員会の委員が会議に出席する場合及び事前評価等を行う場合の報酬の額を定めること。（別表関係）
- (2) 小規模保育事業運営事業者選定委員会の委員報酬の額を定めること。（別表関係）

3 施行期日 公布の日